

庄内総合支庁記者会 各位
(管内報道関係機関 各位)

鶴岡市温海地内の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する行政代執行

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり行政代執行を行いますのでお知らせします。

記

1 実施時期

令和 5 年 10 月 31 日（火）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで
※令和 5 年 10 月 31 日（火）午後 1 時（予定）の代執行開始宣言で作業開始

2 実施場所

山形県鶴岡市湯温海字湯温海 172 番地

3 原因者（保管者）

株式会社あらたまや

4 代執行の内容

令和 5 年 3 月 31 日の処分期限を経過して実施場所に保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である蛍光灯安定器 39 台について、建屋の天井等に設置されているため、これを取り外し、北海道室蘭市にある中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道 PCB 処理事業所まで運搬して処分する。

5 その他

令和 5 年 5 月 29 日に原因者に対して法第 12 条第 1 項の規定により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講じるよう命じたにもかかわらず、履行期限である同年 7 月 31 日を過ぎた現在も措置を講じていないことから、行政代執行を行うものです。

なお、代執行開始日は、開始宣言後に天井等から取り外す前に必要となる準備・調査工から始める予定です。当日の作業に支障が生じないようにするため、取材を希望される場合は事前に問い合わせくださるようお願いいたします。